

## つくば薬剤師会各種催事共催(後援)規定

### [対象事業]

共催（後援も含む）の対象となる事業は、その目的及び内容が本会の発展、会員の職能や学術知識の向上に寄与するもの又は地域の健康、福祉に貢献できると認められる事業で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 営利、売名、及び政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- (2) 主催者の身分、組織等が明確であり、事業の完遂能力が十分であること。
- (3) 事業内容が特定の個人又は団体の利己的企画ではなく本会の方針に相反しないこと。

### [対象者]

共催（後援も含む）を受けることのできる団体又は個人は以下に該当するものとする。

- (1) 市町村、医師会、歯科医師会、医療機関、薬剤師会又はこれらに準じる公共団体。
- (2) 公共的事業を行う福祉、教育、文化、スポーツ機関などの団体、個人。
- (3) 本会会員の医学薬学的知識、技能向上のために講演会等を企画、主催する製薬会社、医療関連企業、IT 関連企業。
- (4) (公社) 茨城県薬剤師会の賛助会員である企業
- (5) 当会が共催するに相応しいと認めた団体、個人。

### [申請と承認]

- (1) 共催（後援も含む）の申請は本会書式により会長又は学術委員長へ行う。
- (2) 会長及び学術委員長が審査を行い、承認、不承認を口頭又はメール等で通知する。

### [費用その他]

- (1) 共催の申請は無料とする。
- (2) ①上記 [対象者] (1) と (2) の場合は共催に係る費用は無料とします。  
②上記 [対象者] (3)、(4)の場合は共催に係る以下の費用を請求します。  
学術講演会等の開催情報を FAX 網を利用し広く会員に送信する通信費用 1 件(1 ページ)につき 10,000 円(最大 2 回まで送信することのできる費用です)  
※ただし、上記費用は原稿が A4 サイズで 1 回 1 枚(ページ)まで。2 枚以上は 1 件につき 10,000 円×枚数となります。(送信回数は同じく 2 回まで送信できます)  
※事業内容の変更や中止の場合は速やかに連絡すること。この場合であっても既に実施済みの作業費用は請求される。

つくば薬剤師会

会 長 寺田 勝 0 2 9 - 8 7 3 - 4 4 3 3 (事務局兼)  
学術委員長 武田 典子 0 9 0 - 2 7 5 4 - 3 9 5 7